

9. その他 ～ 公害苦情の状況

1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員計 26 名を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 処理期間：平成 23 年 4 月 ～ 平成 24 年 3 月

3 公害苦情の概況

苦情件数

平成 23 年度の公害苦情の申立件数は 80 件で、前年度（104 件）より 24 件減少しています。

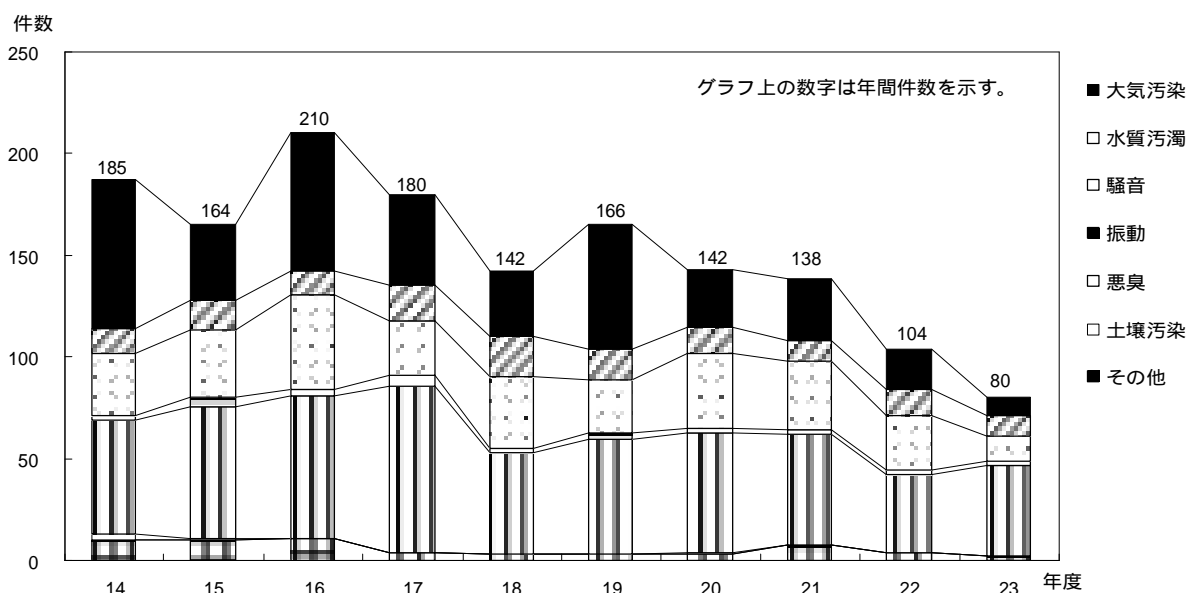


図 - 1 過去 10 年間の種類別苦情件数

公害種類別の内訳

平成 23 年度の公害種類別の内訳は図 - 1 のとおりで、件数が多い順に悪臭 45 件（約 56%）、騒音 12 件（約 15%）、水質汚濁 10 件（約 13%）、大気汚染 9 件（約 11%）、振動 2 件（約 2%）及びその他 2 件（約 2%）となりました。

また、苦情処理に対する申立人の満足度は、満足 9 件（11%）、一応満足 36 件（45%）、不満 6 件（8%）、あきらめ 8 件（10%）及び不明 21 件（26%）となっています。

なお、平成 22 年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 8 万件報告され、うち典型 7 公害が約 5 万 5 千件（69%）を占め、内訳は大気汚染 32%、騒音 28%、悪臭 22%、水質汚濁 14%、振動 3%、土壌汚染 0.4% 及び地盤沈下 0.0% となっています。